

〈記載要領〉

●（共通）

本書式は、龍郷町の入札参加資格審査において、地方税法及び龍郷町の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出していただく書類です。

1 〈領収証書の写し貼付〉の場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、市町村から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼り付けてください。

※ 最近のいずれか1ヶ月分で構いません。

(1) ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（総務省施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

(2) 龍郷町の領収証書の写しを貼り付けてください。

2 〈龍郷町内に居住する従業員がいない場合〉

龍郷町内に居住する従業員等がいない場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。

3 〈特別徴収の実施確認〉

龍郷町から発送される所定の様式の領収証書の写しが添付できない場合（以下の場合等）については、龍郷町の町民税務課窓口で確認を受けて下さい。

※ 想定される状況

- ・ 地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・ 督促状によって納税した場合
- ・ 龍郷町の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・ 特別徴収の手続きは行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合
- ・ 滞納処分によって徴税が行われた場合

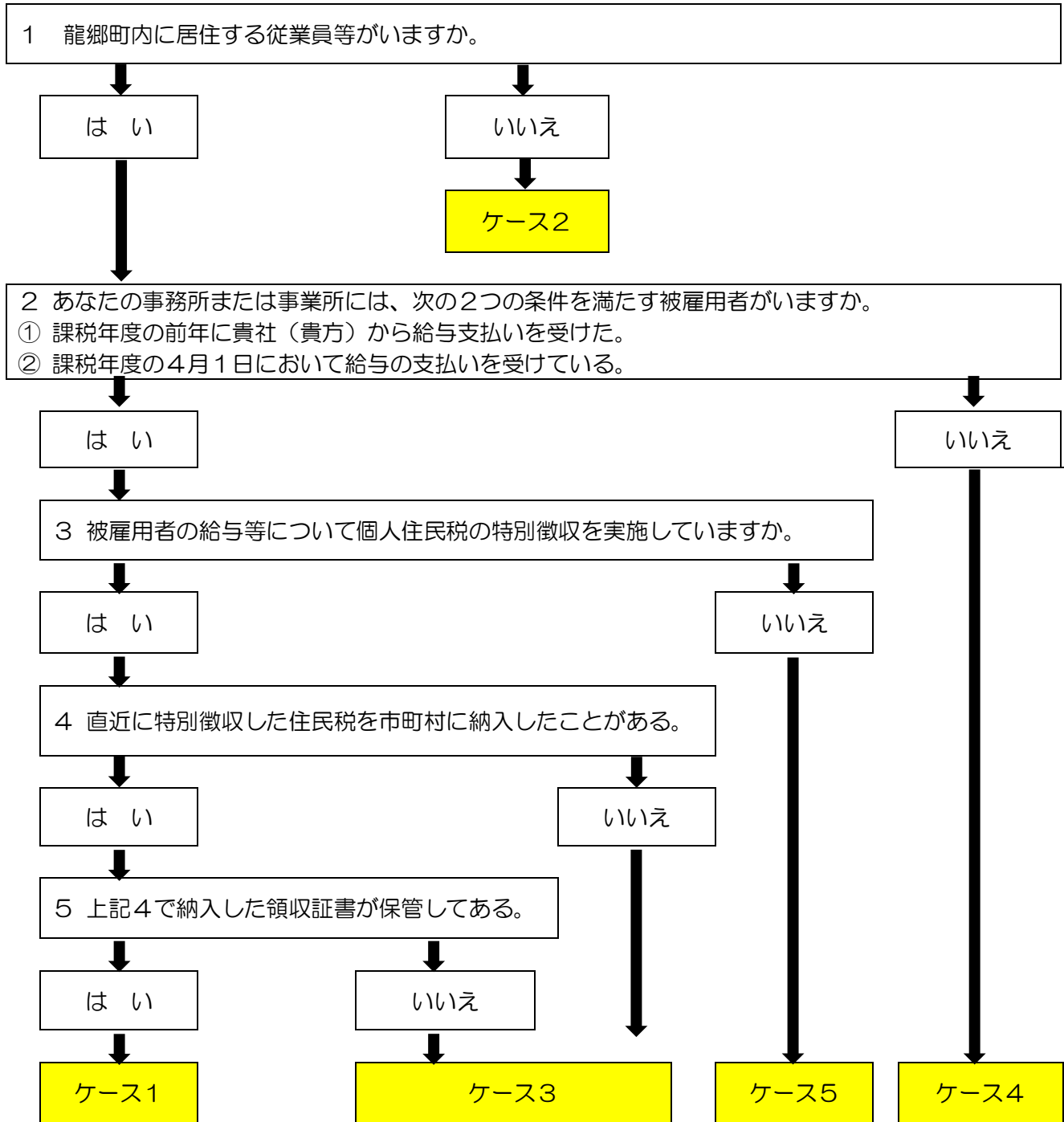
4 〈特別徴収義務があるが実施していない場合〉

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図

○ 手順1 あなたがどのケースに該当するか、下記のフロー図により判断してください。
手順2 どのケースに該当するか判断できたら「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」のケースにチェックを記入しそれぞれの書類等を準備してください。



*各ケースの詳しい説明は次のとおりです。

ケース1	<p>あなたは、既に特別徴収を実施しており、直近の領収証書も保管されています。</p> <p>→ 1〈領収証書の写しを貼付〉にチェックして、領収証書の写しを貼付した「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付し、入札参加資格審査申請をしてください。この場合、龍郷町での確認等は不要です。</p>
ケース2	<p>あなたは、龍郷町内に居住する従業員等もいません。</p> <p>→ 2〈龍郷町内に居住する従業員等もない場合〉にチェックした「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格審査申請をしてください。この場合、龍郷町での確認等は不要です。</p>
ケース3	<p>あなたは、既に特別徴収を実施しておりますが、直近の領収証書がありません。</p> <p>→ 3〈特別徴収の実施確認〉にチェックして、龍郷町の町民税務課窓口へ提出し、「既に特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。</p>
ケース4	<p>○あなたは、特別徴収を行っていただく必要はありません。</p> <p>→ 4〈特別徴収義務がない場合〉にチェックして、市町村の住民税担当課窓口へ提出し、「特別徴収義務がないこと」の確認を受けてください。</p> <p>※確認をうけるべき市町村はケース3と同じです。</p> <p>○ 確認を受けた「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格申請をしてください。</p>
ケース5	<p>あなたは、特別徴収を行っていただく必要があります。</p> <p>→ 5〈特別徴収義務があるが実施していない場合〉にチェックして、龍郷町の町民税務課窓口へ提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けてください。</p> <p>※個人事業主については、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写しまたは「青色申告決算書」の写しを持参してください。</p> <p>○ 確認を受けた「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格申請をしてください。</p>